

障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令案
 新旧対照条文

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第十九条 第二十一条の五）</p> <p>第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者（第二十一条 第二十六条の三）</p> <p>第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第二十七条 第四十三条）</p> <p>第四節 補装具費の支給（第四十三条の二・第四十三条の三）</p> <p>第三章 障害者支援施設（第四十三条の四）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費 特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 高額障害福祉サービス費の支給（第十九条 第二十一条）</p> <p>第五款 指定障害福祉サービス事業者（第二十一条 第二十六条）</p> <p>第三節 自立支援医療費の支給（第二十七条 第四十三条）</p>

第四章 費用（第四十四条 第四十五条の三）
 第五章 （略）
 第六章 （略）

第二章 自立支援給付

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額）

第十七条 法第二十九条第四項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十一条において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 （略）

二 市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第二百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第二十九条第一項、第四十二条の二第二項並びに附則第十二条及び第十三条第二項を除き、以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該

第三章 費用（第四十四条・第四十五条）
 第四章 （略）
 第五章 （略）

第二章 自立支援給付

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給

（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額）

第十七条 法第二十九条第四項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十一条において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 （略）

二 市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第二百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支

市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等をいう。次号において同じ。）又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等（次号及び第四号に掲げる者を除く。）
二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年の前年（指定障害福祉サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）、当該指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）及び当該指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万五千円

給決定障害者等をいう。次号において同じ。）又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年の前年（指定障害福祉サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第三十五条第一項第四号において同じ。）、当該指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。第三十五条第一項第四号において同じ。）及び当該指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万五千円

四（略）

2 法第二十九条第四項に規定する百分の九十に相当する額を超え百分の百に相当する額以下の範囲内において政令で定める額は、支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に係る同条第三項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額の合計額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額から前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

3 支給決定障害者等（障害児の保護者を除く。以下この項において同じ。）が、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（当該支給決定障害者等の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。以下同じ。）に該当しないときは、第一項第二号及び第二号の規定の適用（同項第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者のみであるものとすることができる。

第四款 高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費

及び特例特定障害者特別給付費の支給

四（略）

2 法第二十九条第四項に規定する百分の九十に相当する額を超え百分の百に相当する額以下の範囲内において政令で定める額は、支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に係る同条第三項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額の合計額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（第二十条第一項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額から前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

3 支給決定障害者等（障害児の保護者を除く。以下この項において同じ。）が、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（当該支給決定障害者等の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。第二十九条第二項において同じ。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。第二十九条第二項において同じ。）に該当しないときは、第一項第二号及び第三号の規定の適用（同項第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給決定障害者等と同一の世帯に属する者を、当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者のみであるものとすることができる。

第四款 高額障害福祉サービス費の支給

(高額障害福祉サービス費の対象となるサービス及び介護給付費等)

第十九条 法第三十二条第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)とし、法第三十二条第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。) (次条において「居宅サービス等」と総称する。)とする。

2 法第三十二条第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)とし、法第三十二条第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費(次条において「介護サービス費等」と総称する。)とする。

(高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等)

第二十条 高額障害福祉サービス費は、次に掲げる額を合算した額(

(高額障害福祉サービス費の対象となるサービス及び介護給付費等)

第十九条 法第三十二条第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。)以下「障害福祉サービス」という。)とし、法第三十二条第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。) (次条において「居宅サービス等」と総称する。)とする。

2 法第三十二条第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等(法附則第八条第一項の規定により支給する給付を含む。)次条において「介護給付費等」という。)とし、法第三十二条第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例施設介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費(次条において「介護サービス費等」と総称する。)とする。

(高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等)

第二十条 高額障害福祉サービス費は、次に掲げる額を合算した額(

以下「利用者負担世帯合算額」という。()が高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率(支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額(以下「支給決定障害者等利用者負担合算額」という。))を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。()を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

三 同一の世帯に属する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者(支給決定障害者等及びその配偶者である当該施設給付決定保護者が第十七条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とす。)()が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に係る同条第二項の規定により算定された障害児施設給付費の合計額に九十分の百(同法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該指定施設支援につき支給された当該障害児施設給付費の合計額を控除して得た額

以下「利用者負担世帯合算額」という。()が高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率(支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額(以下「支給決定障害者等利用者負担合算額」という。))を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。()を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

三 同一の世帯に属する身体障害者福祉法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者(支給決定障害者等及びその配偶者である当該施設支給決定身体障害者が第十七条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とす。)()が同一の月に受けた同法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者(支給決定障害者等及びその配偶者である当該施設支給決定知的障害者が第十七条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とす。)()が同一の月に受けた同法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定施設支援につき支給された同項の施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額

2 (略)

3 支給決定障害者等が、第十七条第一項第三号に掲げる者であつて、当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る支給決定障害者等利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第一項の規定により当該支給決定障害者等に対して支給されるべき高額障害福祉サービス費の額を超えるときは、当該支給決定障害者等に支給される高額障害福祉サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。

4 (略)

(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

第二十一条の二 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、法第五条第十一項に規定する施設入所支援とする。

(特定障害者特別給付費の支給)

第二十一条の三 特定障害者特別給付費は、指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者(同項に規定する特定障害者をいう。第二項において同じ。)(の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)(を控除して得た額)その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とする。

2 (略)

3 支給決定障害者等が、第十七条第一項第三号に掲げる者であつて、当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る支給決定障害者等利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第一項の規定により当該支給決定障害者等に対して支給されるべき高額障害福祉サービス費の額を超えるときは、当該支給決定障害者等に支給される高額障害福祉サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。

4 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定により特定障害者特別給付費の支給があつたものとみなされた特定障害者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払つた場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。

（特定障害者特別給付費の支給に関する読替え）
 第二十一条の四 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第二項	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	特定入所サービス（第二十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする特定障害者（同項

		第二十九条第五項			
指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）	指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。）	当該指定障害福祉サービス等	当該特定入所サービス	支給決定障害者等	特定障害者
指定障害福祉サービス等を	指定障害者支援施設等	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等
当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く	特定入所費用（第三十四条第一項に規定する特定入所費用を	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等

)。	い)。
第二十九条第六項	前項	第二十四条第二項において準用する前項
支給決定障害者等	特定障害者	指定障害者
第二十九条第七項	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等
	第三項の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービス <small>（指定障害福祉サービス）</small> の事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービス）の取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービス	障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項及び第三項の定め

	の取扱いに関する部分に限る。）	
第二十九条第八項	前項	第二十四条第二項において準用する前項

（特例特定障害者特別給付費の支給）

第二十一条の五 第二十一条の三の規定は、特例特定障害者特別給付費について準用する。この場合において、同条第三項中「に対し」とあるのは、「又は基準該当施設（法第三十条第一項第二号ロに規定する基準該当施設をいう。）に対し」と、「食費等の基準費用額（法第二十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定により特定障害者特別給付費の支給があつたものとみなされた特定障害者にあつては、食費等の負担限度額）」とあるのは、「食費等の基準費用額」と読み替えるものとする。

第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者

（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）

第二十一条 指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）、又は指定相談支援事業者（法第三十一条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項）法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を

第五款 指定障害福祉サービス事業者

（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）

第二十一条 法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

含む。）、第四十条（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童福祉法

二 八（略）

2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七條第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

五 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）

六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）

（指定障害福祉サービス事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人）

第二十三条 法第三十六条第三項第六号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、サービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）を管理する者とする。

（指定障害者支援施設の指定の申請に関する読替え）

第二十四条の二 法第三十八条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
二 八（略）

（法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人）

第二十三条 法第三十六条第三項第六号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、サービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）を管理する者とする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	第一項の申請	第二十八条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九條第一項の指定の申請
第三十六条第三項第二号	第十号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）	第十号
第三十六条第三項第三号	サービス事業所 第四十三條第一項 第四十三條第二項 指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	障害者支援施設 第四十四條第一項 第四十四條第二項 指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
第三十六条第三項第六号	障害福祉サービス事業 サービス事業所	障害者支援施設
第三十六条第三項第十号	第四号から前号まで	第五号から第七号まで及び前号

（指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定

める使用人)

第二十四条の三 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、障害者支援施設を管理する者とする。

(指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読替え)

第二十四条の四 法第三十九条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第二項	前項	第三十九条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の変更
第三十八条第三項において準用する第二十六条第二項	第一項の申請	第三十九条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の変更の申請
	第十号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで)	第十号

	第三十八條第三項に おいて準用する第二 十六條第二項第一号	サービス事業所 第四十二條第一項	障害者支援施設 第四十四條第一項
	第三十八條第三項に おいて準用する第二 十六條第二項第二号	第四十二條第二項 指定障害福祉サー ビスの事業の設備 及び運営に関する 基準	第四十四條第二項 指定障害者支援施 設等の設備及び運 営に関する基準
	第三十八條第三項に おいて準用する第二 十六條第二項第六号	障害福祉サービス 事業	障害者支援施設
	第三十八條第三項に おいて準用する第二 十六條第二項第九号	サービス事業所	障害者支援施設
	第三十八條第三項に おいて準用する第二 十六條第二項第十号	指定の申請	指定の変更の申請
	第三十八條第三項に おいて準用する第二 十六條第二項第十号	第四号から前号ま で	第五号から第七号 まで及び前号

(指定相談支援事業者の指定の申請に関する読替え)

第二十四條の五 法第四十條の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十六條第一項	法の規定中読み替える規定	障害福祉サービス	読み替えられる字句	相談支援事業を行	読み替える字句
----------	--------------	----------	-----------	----------	---------

	<p>事業を行う者</p> <p>障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）</p>	<p>う者</p> <p>相談支援事業所（第四十五条第一項に規定する相談支援事業所をいう。以下この条において同じ。）</p>
<p>第三十六条第二項</p>	<p>就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る前項</p> <p>当該特定障害福祉サービス</p>	<p>前項</p> <p>相談支援</p>
<p>第三十六条第三項</p>	<p>第十号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）</p>	<p>第十号</p>
<p>第三十六条第三項第二号</p>	<p>サービス事業所</p>	<p>相談支援事業所</p>
<p>第三十六条第三項</p>	<p>第四十三条第一項</p>	<p>第四十五条第一項</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>第四十五条第二項</p>	

三 号	指定障害福祉サ ービスの事業の設備 及び運営に関する 基準	指定相談支援の事 業の運営に関する 基準
第三十六條第三項第 六号	障害福祉サービ ス事業	相談支援事業
第三十六條第三項第 九号	サービス事業所	相談支援事業所
第三十六條第三項第 十号	障害福祉サービ ス	相談支援
第三十六條第四項	特定障害福祉サ ービス事業所	相談支援事業所
	指定障害福祉サ ービス	指定相談支援

(指定相談支援事業者に係る法第三十六條第二項第六号の政令で定める使用人)

第二十四條の六 法第四十條(法第四十一條第四項において準用する場合を含む。)(において準用する法第三十六條第三項第六号の政令で定める使用人は、相談支援事業所(法第四十五條第一項に規定する相談支援事業所をいう。)(を管理する者とする。)

(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え)

第二十五條 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する法第

(指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する読替え)

第二十五條 法第四十一條第四項の規定による技術的読替えは、次の

四十一条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一項	障害福祉サービスを行う者	指定障害福祉サービス事業者
第三十六条第三項第九号	指定の申請	指定の更新の申請

2 |

指定障害者支援施設の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第一項	障害者支援施設、当該障害者支援施設	指定障害者支援施設
第三十八条第三項において準用する第三十六条第二項	第一項の申請	第四十一条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の更新の申請
	第十号（療養介護に係る指定の申請）にあつては、第二号から第十一号まで	第十号

表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一項	障害福祉サービスを行う者	指定障害福祉サービス事業者
第三十六条第三項第九号	指定の申請	指定の更新の申請

指定相談支援事業者の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第三項において準用する第二十六條第二項第二号 第三十八條第三項において準用する第二十六條第二項第九号 第三十八條第三項において準用する第二十六條第二項第十号	第三十八條第三項において準用する第二十六條第二項第九号から前号まで 指定の申請 サービス事業所	第三十八條第三項において準用する第二十六條第二項第十号から第七号まで及び前号 指定の更新の申請 障害者支援施設
第三十八條第三項において準用する第二十六條第二項第二号	第四十二條第二項 指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準 障害福祉サービス事業	第四十四條第二項 指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準 障害者支援施設
第三十八條第三項において準用する第二十六條第二項第二号	第四十三條第一項 サービス事業所	第四十四條第一項 障害者支援施設
	で	

<p>第四十条において準用する第二十六条第一項</p>	<p>障害福祉サービス事業者 障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）</p>	<p>指定相談支援事業者 相談支援事業所（第四十五条第一項に規定する相談支援事業所をいう。以下この条において同じ。）</p>
<p>第四十条において準用する第二十六条第二項</p>	<p>就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る前項</p>	<p>前項</p>
<p>第四十条において準用する第二十六条第三項</p>	<p>当該特定障害福祉サービス 第十号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）</p>	<p>相談支援 第十号</p>
<p>第四十条において準用する第二十六条第四十三条第一項</p>	<p>サービス事業所</p>	<p>相談支援事業所</p>
<p>第四十五条第一項</p>		

三項第一号	第四十二條第二項	第四十五條第二項
第四十條において準用する第二十六條第三項第二号	指定障害福祉サービス の事業の設備及び運営に関する 基準	指定相談支援の事業の運営に関する 基準
障害福祉サービス 事業	相談支援事業	
第四十條において準用する第二十六條第三項第六号	サービス事業所	相談支援事業所
第四十條において準用する第二十六條第三項第九号	指定の申請 障害福祉サービス	指定の更新の申請 相談支援
第四十條において準用する第二十六條第三項第十号	第四号から前号まで	第五号から第七号 まで及び前号
第四十條において準用する第二十六條第四項	特定障害福祉サービス サービス事業所 指定障害福祉サービス	相談支援 相談支援事業所 指定相談支援

(指定障害者支援施設等の報告等に関する読替え)

第二十五條の二 法第四十八條第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え	読み替えられる字	読み替える字句
-----------	----------	---------

る規定	句	
第四十八条第一項	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等の設置者
第四十八条第二項	前項	次項において準用する前項

(指定相談支援事業者の報告等に関する読替え)

第二十五条の三 法第四十八条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条第一項	サービス事業所	相談支援事業所
第四十八条第二項	前項	第四項において準用する前項

(法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第二十六条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者に係る法第五十条第一項第九号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 四 (略)
- 五 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)
- 六 十 (略)

2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十条第一項第九号の政令で定め

(法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第二十六条 法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 四 (略)
- 五 知的障害者福祉法
- 六 十 (略)

る法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 薬事法
- 七 薬剤師法

(指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読替え)

第二十六条の二 法第五十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項第一号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
第五十条第一項第二号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
第五十条第一項第三号	第三十六条第三項第四号、第五号、第十号又は第十一号	第二十八条第三項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十号
第五十条第一項第四号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第五号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第六号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第八号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第九号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十一号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十二号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十三号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十四号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十五号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十六号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十七号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十八号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第十九号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十一号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十二号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十三号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十四号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十五号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十六号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十七号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十八号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第二十九号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十一号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十二号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十三号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十四号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十五号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十六号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十七号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十八号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第三十九号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十一号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十二号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十三号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十四号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十五号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十六号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十七号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十八号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第四十九号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設
第五十条第一項第五十号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設

第五十条第一項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設 の設置者
	サービス事業所	サービス事業所	障害者支援施設
第五十条第一項第六号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設 の設置者	指定障害者支援施設 の設置者
	第四十八条第一項	第四十八条第二項 において準用する 同条第一項	第四十八条第三項 において準用する 同条第一項
第五十条第一項第五号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設 の設置者	指定障害者支援施設 の設置者
	若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費	又は訓練等給付費	又は訓練等給付費
第五十条第一項第八号から第十一号まで	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設 の設置者	指定障害者支援施設 の設置者
	サービス事業所	障害者支援施設	障害者支援施設
第五十条第二項	サービス事業所	障害者支援施設	障害者支援施設

(指定相談支援事業者の指定の取消し等に関する読替え)

第二十六条の三 法第五十条第四項の規定による技術的読替えは、次

の表のとおりとする。

第五十条第一項第七号	サービス事業所	第四十八条第一項	読み替えられる字句	法の規定中読み替える規定
第五十条第一項第六号	相談支援事業所	第四十八条第四項 同条第一項	読み替える字句	第五十条第一項第一号
第五十条第一項第五号	サービス利用計画作成費	第四十八条第四項	第三十二条第一項	第五十条第一項第二号
第五十条第一項第四号	指定相談支援	指定相談支援	第四十条において準用する第三十六条第三項第五号又は第十号	第五十条第一項第三号
第五十条第一項第三号	サービス事業所	サービス事業所	第三十一条第一項	第五十条第一項第四号
第五十条第一項第二号	サービス事業所	サービス事業所	第三十二条第一項	第五十条第一項第五号
第五十条第一項第一号	サービス事業所	サービス事業所	第三十二条第一項	第五十条第一項第六号
第五十条第一項第一号	サービス事業所	サービス事業所	第三十二条第一項	第五十条第一項第七号

第五十条第一項第八号	第二十九条第一項	第三十二条第一項	において準用する同条第一項
第五十条第一項第十号及び第十一号	障害福祉サービス	相談支援	
第五十条第二項	サービス事業所	相談支援事業所	

第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとする。第四十三条の二第二項並びに附則第十二条及び第十三条第二項において同じ。)(同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。))の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十万円未満であることとする。

第三節 自立支援医療費の支給

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとする。第三十五条第一項第三号を除き、以下同じ。)(同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。))の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十万円未満であることとする。

2 (略)

第二十五条 法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千元

四・五 (略)

2 法第五十八条第三項第一号ただし書の健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額は、支給認定に係る障害者等が同一の

2 (略)

第二十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千元

四・五 (略)

2 法第五十八条第三項第一号の健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額は、支給認定に係る障害者等が同一の月に受け

月に受けた指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額から前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 身体障害者福祉法
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 八 薬事法
- 九 薬剤師法
- 十 介護保険法

(療養介護医療費の支給に関する読替え)

第四十二条の二 法第七十条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第三項	(当該指定自立支	(当該指定療養介

た指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額から前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)
- 三 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)
- 四 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)
- 五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)
- 六 身体障害者福祉法
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 八 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)
- 九 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)
- 十 介護保険法

第五十八條第三項第一号	指定自立支援医療 支給認定障害者等 が	指定療養介護医療 支給決定障害者（ 第七十条第一項に 規定する介護給付 費（療養介護に係 るものに限る。） に係る支給決定を 受けた障害者をい う。以下この条に おいて同じ。）が	援医療 介護療養（指定障害 福祉サービス事業 者から受けた当該 指定に係る療養介 護医療をいう。以 下この条において 同じ。）
第五十八條第三項第二号及び第三号	支給認定障害者等 の 家計に与える影 響、 障害の状態	支給決定障害者の 家計に与える影響	
第五十八條第四項	前項	指定療養介護医療 支給決定障害者	
第五十八條第五項	自立支援医療 支給認定に係る障	療養介護医療 支給決定障害者が	
	自立支援医療	療養介護医療	
	前項	第七十条第二項に おいて準用する前 項	

第五十八条第六項	害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療市町村等	指定障害福祉サービス事業者から指定療養介護医療市町村
	支給認定障害者等	支給決定障害者
前項	当該指定自立支援医療機関	当該指定障害福祉サービス事業者
	当該指定自立支援医療に	当該指定療養介護医療に
支給認定障害者等	第七十条第二項において準用する前項	第七十条第二項において準用する前項
	支給決定障害者	支給決定障害者

(基準該当療養介護医療費の支給に関する読替え)

第四十二条の三 法第七十一条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十八条第三項	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
援医療	(当該指定自立支援医療	(当該基準該当療養介護医療(第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下この条にお	

第五十八条第三項第一号	指定自立支援医療 支給認定障害者等	基準該当療養介護 医療 支給決定障害者（ 第七十一条第一項 に規定する特例介 護給付費（療養介 護に係るものに限 る。）に係る支給 決定を受けた障害 者をいう。以下こ の条において同じ 。）が
第五十八条第三項第二号及び第三号	指定自立支援医療 支給認定障害者等 の 家計に与える影 響、障害の状態	基準該当療養介護 医療 支給決定障害者 の 家計に与える影響
第五十八条第四項	前項 自立支援医療	第七十一条第二項 において準用する 前項 基準該当療養介護 医療

（指定療養介護医療等に係る負担上限月額）

第四十二条の四 法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準

用する法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給決定障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項及び附則第十三条の二において、「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者に相当する支給決定障害者（法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十三条の二において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第十七条第一項第一号に掲げる者 四万二百円
- 二 第十七条第一項第二号に掲げる者 二万四千六百円
- 三 第十七条第一項第三号に掲げる者 一万五千元
- 四 第十七条第一項第四号に掲げる者 零

2 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者（二十歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）の指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（次項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）若しくは基準該当施設（同号ロに規定する基準該当施設をいう。）から受けた基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。次項において同じ。）をいう。以下同じ。）に係る負担上限月額）は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは、「零以上四万二百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは、「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得

の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中、「一万五千元」とあるのは、「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費の額の合計額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た額）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額（第十七条第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）

二 支給決定障害者が同一の月に受けた法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）並びに支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療等に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額及び同法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額の合計額

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

3 法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号ただし書の健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額は、支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例

により算定した額の合計額及び基準該当療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額を合計して得た額から第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める額）を控除して得た額にそれぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

第四節 補装具費の支給

（補装具費の支給に係る政令で定める者等）

第四十二条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員とする。

2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度（補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの間にあつては、前年度）（分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が五十万円であることとする）

3 法第七十六条第一項の申請に係る障害者が、その属する世帯の他の世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）（の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、前二項並びに次条第二号及び第三号の規定の適用）（同条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、当該障害者の属する世帯の他の世帯員を、当該障害者の属する世帯の他の世帯員である当該障害者の配偶者のみであるものとするにしようが不得る。

（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項ただし書に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。次号において同じ。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、補装具の購入若しくは修理のあった月の属する年の前年（補装具の購入又は修理のあった月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、補装具の購入若しくは修理のあった月の属する年の前年の合計所得金額及び当該補装具の購入若しくは修理のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づき障害基礎年金その他の厚生労働省令

で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が、補装具の購入又は修理のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

第二章 障害者支援施設

第四十三条の四 市町村は、その設置した障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村長（特別区の区長を含む。）は、当該市町村において、その設置した障害者支援施設の名称若しくは所在地を変更し、又は当該施設の建物、設備若しくは事業内容に重大な変更を加えたときは、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

第四章 費用

（障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）
第四十四条 都道府県は、法第九十四条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額（同項第一号に規定する障害福

第三章 費用

（障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）
第四十四条 都道府県は、法第九十四条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額（同項第一号に規定する障害福

社サービス費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。）の百分の二十五を負担する。

2 国は、法第九十五条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十を負担する。

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。） 当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

二 介護給付費等（前号に掲げるものを除く。） 高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費 当該介護給付費等、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

三 サービス利用計画作成費 障害福祉サービスを受けた障害者等（施設入所支援を受けた者その他厚生労働大臣が定める者を除く）

社サービス費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。）の百分の二十五を負担する。

2 国は、法第九十五条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十を負担する。

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる介護給付費等及び高額障害福祉サービス費の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 介護給付費又は特例介護給付費（居宅介護、行動援護及び外出介護（法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護をいう。以下同じ。）に係るものに限る。） 当該介護給付費若しくは特例介護給付費について障害者若しくは障害児の障害の種類及び程度、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき支給決定障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費若しくは特例介護給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

二 介護給付費等（前号に掲げるものを除く。） 及び高額障害福祉サービス費 当該介護給付費等及び高額障害福祉サービス費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

。の人数を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額又は当該サービス利用計画作成費の支給に要した費用（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

（自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担）

第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費（次項において「自立支援医療費等」という。）の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費等の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助）

第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して補助する同項第二号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれら

（自立支援医療費に係る都道府県及び国の負担）

第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

の費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

（市町村が行つ支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助）

第四十五条の三 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して補助する同項第一号の額は、市町村が行つ支給決定に係る事務の処理に要する費用（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。）の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

第五章 審査請求（第四十六条 第五十条）

第六章 雑則（第五十一条・第五十二条）

（関係人に対する旅費等）

第五十条 都道府県が法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

（大都市等の特例）

第五十一条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」といふ。）において、法第百六条の規定により、指

第四章 審査請求（第四十六条 第五十条）

第五章 雑則（第五十一条・第五十二条）

（関係人に対する旅費等）

第五十条 都道府県が法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

（大都市等の特例）

第五十一条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」といふ。）において、法第百六条の規定により、指

定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四條の三十二第一項から第三項までに定めるところによる。

2（略）

附則

（特定旧法指定施設に関する経過措置）

第六條の二 法附則第二十一條第一項に規定する特定旧法指定施設（以下この条において「特定旧法指定施設」という。）であつて平成十八年十月一日前に法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「平成十八年十月改正前身体障害者福祉法」という。）第十七條の三十第一項各号のいずれか又は法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「平成十八年十月改正前の知的障害者福祉法」という。）第十五條の三十第一項各号のいずれかに該当するに至つたものについては、同日から法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第五十條第三項において準用する同條第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同條の規定を適用する。

2 平成十八年十月一日前に特定旧法指定施設に対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七條の二十八第一項又は平成十八年十月改正前の知的障害者福祉法第十五條の二十八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め（当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が同日以後に到来するものに限る。）は、同日から法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第四十八條第三項において準用する同條第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出を命ずる処分又は出

定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四條の三十二第一項から第四項までに定めるところによる。

2（略）

附則

頭を求める処分とみなす。

3 特定旧法指定施設が、平成十八年十月一日前に行つた次の各号に掲げる支援について、同日以後に当該各号に定める費用の請求を行つた場合において、当該請求に関し不正があつたときは、同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第五十条第三項において準用する同条第一項第五号に該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

一 平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援 同項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の十三の四第一項に規定する特定入所者食費等給付費

二 平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援 同項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十四の四第一項に規定する特定入所者食費等給付費

(旧法施設支援に関する技術的読替え)

第六条の三 法附則第二十一条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第四項	前項	附則第二十一条第二項

(特定旧法受給者に関する技術的読替え)

第六条の四 法附則第二十一条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第四項	前項	附則第二十一条第四項

(福祉ホームに関する経過措置)

第六条の五 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第二項の規定により福祉ホームとみなされた同項に規定する身体障害者福祉ホーム等(以下この条において「みなし福祉ホーム」という。)に対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第二項又は社会福祉法第七十条の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。)(は、法第八十一条第一項の規定により報告を求める処分とみなす。

2 平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた社会福祉法第七十一条の規定による事業の改善の命令(当該改善の期限が同日以後に到来するものに限る。)(は、法第八十二条第二項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ずる処分とみなす。

3 平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項若しくは社会福祉法第七十二条第一項の規定による事業の停止の命令(当該停止の期間が同日において満了していないものに限る。)(又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項の規定による廃止の命令)(当該廃止の期限が同日以後に到来するものに限る。)(は、

法第八十二条第二項の規定により事業の停止又は廃止を命ずる処分とみなす。

(相談支援事業に関する経過措置)

第六条の六 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第三項の規定により相談支援事業とみなされた同項に規定する障害児相談支援事業等(以下この条において「みなし相談支援事業」という。)(に対してなされた法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条において「平成十八年十月改正前児童福祉法」という。)

(第三十四条の四、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第二十九条第一項又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第二十一条の二第一項の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。)(は、法第八十一条第一項の規定により報告を求めるとみなす。

2 平成十八年十月一日前にみなし相談支援事業に対してなされた平成十八年十月改正前児童福祉法第三十四条の五、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十条又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第二十一条の三の規定による事業の制限又は停止の命令(当該制限又は停止の期間が同日において満了していないものに限る。)(は、法第八十二条第一項の規定により事業の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

(法附則第三十二条の政令で定める日)

第七条の二 法附則第三十二条の政令で定める日は、平成十九年九月三十日とする。

(法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設)

第八条の二 法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設は、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム（厚生労働大臣が定めるものに限る。）及び同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターとする。

（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置）

第十一条 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間、第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等（障害児の保護者を除く。以下この条において同じ。）のうち、指定障害者支援施設等若しくは旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この条において同じ。）に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者及び二十歳未満の者を除く。）、療養介護、共同生活介護若しくは共同生活援助に係る支給決定を受けた者又は自立訓練若しくは就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）であつて、その所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。附則第十三条の二において同じ。）及び郵便貯金（所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。附則第十三条の二において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額は、第十七条及び第二十一条の規定にかかわらず、第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、第十七条第一

（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置）

第十一条 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間、第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等（障害児の保護者を除く。以下この条において同じ。）のうち、共同生活援助に係る支給決定を受けた者、指定身体障害者更生施設等（身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下この条において同じ。）に入所する者（指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。）、又は指定知的障害者更生施設等（知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下この条において同じ。）に入所する者（指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者及び二十歳未満の者を除く。）であつて、その所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。）、及び郵便貯金（所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。）、の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額は、第十七条及び第二十一条の規定にかかわらず、第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決

項第三号及び第二十一条第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の経過措置)

第十一条の二 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十七条第一項中「第二十九条第四項」とあるのは、「第二十九条第四項（法附則第二十一条第三項及び第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

(高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等の経過措置)

第十一条の三 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十条第一項第一号中「第二十九条第三項」とあるのは、「第二十九条第三項又は法附則第二十一条第二項若しくは第二十二條第四項」とする。

(特定入所サービスの経過措置)

第十一条の四 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十一条の二中「施設入所支援」とあるのは、「施設入所支援又は法附則第二十条に規定する旧法施設支援」とする。

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)

第十三条の二 平成十八年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで

定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、第十七条第一項第三号及び第二十一条第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

の間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者（二十歳未満の者を除く。）であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの指定療養介護医療等に係る負担上限月額、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。